

名古屋市守山区選挙管理委員会告示第 14 号

選挙人名簿の登録の移替えをしない期間について

愛知県議会名古屋市千種区選出議員補欠選挙のため、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条の規定に基づき、選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日

名古屋市守山区選挙管理委員会委員長      伊藤   正臣

選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 3 月 15 日まで

名古屋市守山区選挙管理委員会事務室